



<各位>

ナ ノ キ ャ リ ア 株 式 会 社 代表取締役社長 松山 哲人 (4571 東証マザーズ) 問合せ先 IR担当 土屋 千映子 電話番号 03-3241-0553

遺伝子治療薬 V B-111 の第Ⅲ相臨床試験への日本からの参画に関するよくあるお問い合わせについて(Q&A)

2020年4月3日にご案内しております「遺伝子治療薬VB-111の第Ⅲ相臨床試験への日本からの参画に関するVBL社からのお知らせについて」に関し、お問い合わせをいただいておりますので、Q&Aの形でお知らせいたします。

	質問	回答
1	1 億ドルのマイルストン支払いとなっていますが、支払いできるのですか?増資しますか?	将来的に卵巣がん以外の複数の疾患にも適用拡大承認がされた時や、販売後の国内の大規模な売り上げ達成時など、いろいろな条件をすべて積み上げた際の総額です。基本的に国内販売後の利益の中から一部をマイルストンとして支払う仕組みであるため、その支払いを増資で賄う必要はありません。
2	日本試験開始時においてマイルストンの支払いはありますか?	今回の卵巣がんの試験をスタートするにあたり、今年度中に当社から VBL社へのマイルストン支払いはありません。
3	次の中間解析はいつですか?	2020年10-12月に、OS (Overall Survival)を指標と した中間解析が予定されています。本結果は、VB L社から発表されます。